

下田市地方就職学生支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 下田市長（以下「市長」という。）は、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいい、条件不利地域を除く。以下同じ。）の大学又は大学院（以下「大学等」という。）を卒業又は修了した学生の県内への移住を伴う県内就職を支援するため、東京圏内の大学等を卒業又は修了して、下田市に移住した又は移住する見込みの者に対し、予算の範囲内において、地方就職学生支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県地方就職学生支援事業実施要領（令和6年3月21日付け就労第384号通知）、下田市補助金等交付規則（平成30年下田市規則第48号）その他の法令及び関係通知のほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「移住」とは、静岡県内の企業等に就職した又は就職することが内定しており、卒業又は修了後に当該内定企業等に就職し、下田市に住民登録を有し、生活の本拠を下田市へ移すことをいう。

2 この要綱において「条件不利地域」とは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）及び平成22年から令和2年の人口減少率が10%以上の市町村をいう。

(支援対象者)

第3条 支援金の対象となる者は、申請時において、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 移住等に関する要件 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

ア 移住元に関する要件 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

(ア) 大学等の卒業又は修了年度において、東京都内に本部がある東京圏内（条件不利地域を除く。）のキャンパスに在学（原則4年以上）し、当該大学等を卒業若しくは修了している又は見込みであること。

(イ) 大学等の卒業又は修了年度において、東京圏内（条件不利地域を除く。）に継続して在住していること。

イ 移住先に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 下田市に移住したこと。ただし、在学中に申請する場合は、勤務地が静岡県内に所在する企業等に就職することが内定していること。

(イ) 申請時において、卒業又は修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。ただし、在学中に申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前1年以内であること。

(ウ) 下田市に、申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。ただし、在学中に申請する場合は、卒業後に上記内定企業等に就職し、下田市に移住する意思を有していること。

ウ その他の要件 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) その他静岡県又は下田市が支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

ア 就業先に関する要件 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

(ア) 大学等を卒業又は修了した場合は、静岡県内に所在する企業等に第3条第1号ア（ア）の要件を満たす大学等を卒業又は修了してから1年以内に就職していること。

(イ) 勤務地又は勤務地予定地が静岡県内に所在すること。

(ウ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業者、性風俗関連特殊営業者、接待業務受託営業車でないこと。

(エ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

(オ) 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。

(カ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。

イ 就業条件等に関する要件 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

(ア) 週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。ただし、在学中に申請する場合は、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。

(イ) 静岡県内での勤務地限定型社員としての採用であること。ただし、在学中に申請する場合は、静岡県内での勤務地限定型社員として採用予定であること。

（支援金の額）

第4条 支援金の額は、勤務地が静岡県内に所在する企業等への就職活動に要した交通費とする。ただし、5,940円を上限とし、一人1回を限度とする。

（交付の申請）

第5条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める日までに、地方就職学生支援金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 写真付き身分証明書の写しその他の提示により本人確認できる書類の写し

(2) 就業（内定）証明書（地方就職学生支援金の申請用）（様式第2号）

(3) 交通費の領収書

(4) 卒業又は修了証明書。ただし、在学中に申請する場合は、在学証明書（別表に例示）

(5) 移住元の住所を確認できる資料（別表に例示）

(6) 口座振込依頼書（様式第3号）

(7) その他市長が必要と認める書類

（交付の条件）

第6条 市長は、支援金の交付を決定するときは、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 支援金の返還要件に該当することとなった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。

(2) 支援金に関する報告及び立入調査について、静岡県及び下田市から求められた場合には、それに応じなければならないこと。

（交付の決定等）

第7条 市長は、支援金の交付を決定したときは、地方就職学生支援金の交付決定通知書（様式第4号。以下「交付決定通知書」という。）により、当該申請者に通知するものとする。この場合において、審査の結果支援金の交付を不相当と認めるとき又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可であるときは、その旨を申請者に通知するものとする。

2 交付決定を行った申請者に対しては、申請から3か月以内に支援金の交付を行うものとする。

（交付決定通知書の再交付）

第8条 申請者が補助金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、地方就職学生支援金交付決定通知書再交付願（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定通知書再交付の決定）

第9条 市長は、前条の再交付を認めたときは、地方就職学生支援金の交付決定通知書（再交付）（様式第6号）を交付するものとする。

（支援金の返還）

第10条 市長は、支援金の交付を受けた者が次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当する場合には、支援金の全額又は半額の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業等の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合

ア 虚偽の申請であることや居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合

イ 在学中に申請する場合は、申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合

ウ 在学中に申請する場合は、申請日から1年以内に下田市に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に下田市に住民票がある場合を除く。）

エ 就業開始日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合（ただし、退職日から3か月以内に第3条第2号に規定する要件を満たした静岡県内の別の企業等に就業する場合を除く。）

- オ 転入日（住民票を移さず転出していた者については、就業開始日又は申請日のいずれか遅い日）から３年未満に下田市以外の市区町村に転出した場合
- (２) 半額の返還 転入日（住民票を移さず転出していた者については、就業開始日又は申請日のいずれか遅い日）から３年以上５年以内に下田市以外の市区町村に転出した場合
- (その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和６年６月１日以降の採用選考を受けた者について適用する。

附 則（令和７年５月19日告示第68号）

この告示は、公示の日から施行し、令和７年４月１日以降の申請について適用する。

別表（第５条関係）

証明書類	備考
在学証明書	卒業又は修了学年であることの確認ができるもの。学年の記載がない場合には、発行済みの証明書に加筆・押印（大学等の印）すること。
移住元の住所を確認できる資料	住民票、賃貸住宅の賃貸借契約書（卒業又は修了年度の複数月の家賃の振り込み明細や引き落とし履歴をあわせて提出）、卒業又は修了年度の複数月の公共料金領収書等。

様式第1号（第5条関係）

地方就職学生支援金交付申請書

年 月 日

下田市長 様

下田市地方就職学生支援金交付要綱第5条の規定に基づき、支援金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 申請者欄

フリガナ			生年月日
氏 名			年 月 日
住 所	〒	電話 番号	
メールアドレス			
大学・学部 (大学院・研究科)			

2 就職活動訪問先

訪問先	事業所名	
	所在地	
面接・試験日	年 月 日	
内定日	年 月 日	

3 移動経路（往復）

日付	交通機関の名称	出発地	到着地	費用
		（バス停・駅名・空港名など）		

4 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

様式第1号の2「地方就職学生支援金の交付申請に関する誓約書兼同意書」の1について		A. 誓約する		B. 誓約しない
様式第1号の2「地方就職学生支援金の交付申請に関する誓約書兼同意書」の2について		A. 同意する		B. 同意しない
申請日から5年以上継続して、 下田市に居住する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、地方就職支援金の支給対象となりません。

管理コード（市町使用欄）	
--------------	--

様式第1号の2（第5条関係）

地方就職学生支援金の交付申請に関する誓約書兼同意書

地方就職学生支援金の交付申請に当たり、次のとおり誓約し、及び同意します。

1 誓約事項

- （1） 支援金に関する報告及び立入調査について、静岡県及び下田市から求められた場合には、それに応じます。
- （2） 以下の場合には、下田市地方就職学生支援金交付要綱に基づき、支援金の全額又は半額を返還します。
 - ア 地方就職学生支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合： 全額
 - イ 在学中に申請する場合は、地方就職学生支援金の申請日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合：全額
 - ウ 在学中に申請する場合は、地方就職学生支援金の申請日から1年以内に下田市に転入しなかった場合（ただし、申請時にすでに下田市に住民票がある場合を除く。）：全額
 - エ 地方就職学生支援金の要件を満たす職を就業開始日から1年以内に辞した場合（ただし、退職から3か月以内に県内の別の企業等に就業する場合を除く。）：全額
 - オ 転入日（住民票を移さず転出していた者については、就業開始日又は申請日のいずれか遅い日）から3年未満に下田市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - カ 転入日（住民票を移さず転出していた者については、就業開始日又は申請日のいずれか遅い日）から3年以上5年以内に下田市以外の市区町村に転出した場合：半額

2 同意事項

- （1） 上記1（2）の誓約事項が遵守されているか確認するために、下田市が住民基本台帳に記録されている事項を閲覧することに同意します。
- （2） 静岡県及び下田市が、当該個人情報について、他の都道府県において実施する地方就職学生支援金に係る事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認することに同意します。

年 月 日

下田市長 様

住所
申請者
氏名

様式第2号（第5条関係）

就業（内定）証明書（地方就職学生支援金の申請用）

下田市長 様

所在地

事業所名

代表者名

電話番号

担当者

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名（内定者名）	
勤務者住所（※）	
勤務（予定）先所在地	
勤務（予定）先電話番号	
内定年月日	年 月 日
就業（予定）年月日	年 月 日
雇用形態	☐ 週20時間以上の無期雇用である
勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	☐ 3親等以内の親族に該当しない
移住先地域内での就業（予定）の有無	☐ 居住している都道府県内の事業所に就業している（予定も含む）
対象経費の支援	☐ 就職活動等の参加に係る交通費の支給をしていない

※ 勤務者住所は、就業開始日前に作成する場合は記載不要です。

静岡県地方就職学生支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、静岡県及び下田市の求めに応じて、静岡県及び下田市に提供することについて、勤務者（内定者）の同意を得ています。

様式第 3 号（第 5 条関係）

口座振込依頼書

年 月 日

下田市長 様

住所

氏名

電話番号

下記のとおり地方就職学生支援金の口座振込を依頼します。

振込先金融機関	銀行 金庫 農協	店 出張所 所
預 金 種 別	普通預金	
預 金 口 座 番 号		
フ リ ガ ナ		
口 座 名 義 人		

地方就職学生支援金の交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

下田市長

下田市地方就職学生支援金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、以下のとおり支援金の交付を決定したので通知します。

1 交付決定額 円

振込予定日 年 月 日

振込口座

金融機関名：

口座番号（下3桁）：

口座名義：

（注）指定の振込口座に入金されるまでに、数日かかる場合があります。

2 交付の条件

- （1）支援金の返還要件に該当することとなった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- （2）支援金に関する報告及び立入調査について、静岡県及び下田市から求められた場合には、それに応じなければならないこと（報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。）。

（備考）

- 1 下田市地方就職学生支援金交付要綱の規定に基づき、以下の場合には、支援金の全額又は半額の返還を請求します。
 - （1）地方就職学生支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - （2）在学中に申請する場合は、地方就職学生支援金の申請日から1年以内に地方就職学生支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合：全額
 - （3）在学中に申請する場合は、地方就職学生支援金の申請日から1年以内に下田市に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に下田市に住民票がある場合を除く。）：全額

- (4) 地方就職学生支援金の要件を満たす職を就業開始日から1年以内に辞した場合（ただし、退職から3か月以内に県内の別の企業等に就業する場合を除く）：全額
- (5) 転入日（住民票を移さず転出していた者については、就業開始日又は申請日のいずれか遅い日）から3年未満に下田市以外の市区町村に転出した場合：全額
- (6) 転入日（住民票を移さず転出していた者については、就業開始日又は申請日のいずれか遅い日）から3年以上5年以内に下田市以外の市区町村に転出した場合：半額

管理コード	
-------	--

様式第5号（第8条関係）

地方就職学生支援金交付決定通知書再交付願

年 月 日

下田市長 様

地方就職学生支援金交付決定通知書を再交付願います。

フリガナ			生年月日
氏 名			年 月 日
住 所	〒	電話 番号	
再交付理由			
通 知 書 の 利 用 目 的			

（注） 本再交付願に加え、返信用封筒（84円切手を貼付の上、上記記載の郵便番号、住所及び氏名を記入）を提出してください。

地方就職学生支援金の交付決定通知書（再交付）

第 号
年 月 日

様

下田市長

下田市地方就職学生支援金交付要綱第 9 条の規定に基づき、以下のとおり支援金の交付を決定したので通知します。

- 1 交付決定日 年 月 日
2 交付決定額 円
振込予定日 年 月 日

振込口座

金融機関名：

口座番号（下 3 桁）：

口座名義：

（注）指定の振込口座に入金されるまでに、数日かかる場合があります。

3 交付の条件

- （1）支援金の返還要件に該当することとなった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- （2）支援金に関する報告及び立入調査について、静岡県及び下田市から求められた場合には、それに応じなければならないこと（報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考 1 に定める返還請求を行う場合があります。）。

（備考）

- 1 下田市地方就職学生支援金交付要綱の規定に基づき、以下の場合には、支援金の全額又は半額の返還を請求します。
- （1）地方就職学生支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
- （2）在学中に申請する場合は、地方就職学生支援金の申請日から 1 年以内に地方就職学生支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合：全額
- （3）在学中に申請する場合は、地方就職学生支援金の申請日から 1 年以内に下田市に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に下田市に住民票がある場合を除く。）：全額

- (4) 地方就職学生支援金の要件を満たす職を就業開始日から1年以内に辞した場合（ただし、退職から3か月以内に県内の別の企業等に就業する場合を除く）：全額
- (5) 転入日（住民票を移さず転出していた者については、就業開始日又は申請日のいずれか遅い日）から3年未満に下田市以外の市区町村に転出した場合：全額
- (6) 転入日（住民票を移さず転出していた者については、就業開始日又は申請日のいずれか遅い日）から3年以上5年以内に下田市以外の市区町村に転出した場合：半額

管理コード	
-------	--